

鹿児島市障害者自立支援協議会 組織図

【 全 体 会 議 】

鹿児島市障害者自立支援協議会			
委員30人以内（学識経験者、関係機関・関係団体の代表者、公募市民、市の福祉・保健・教育関係の担当部長 など）			
任期：3年（障害者総合支援法第89条の3に協議会設置の規定に基づき、市の設置要綱を制定）			
地域課題の確認や市に対する施策提言など	鹿児島市障害（児）福祉計画の策定・管理 （実施計画）	鹿児島市障害者計画の策定・管理 （基本計画）	かごしま市チャレンジド大賞の選考 など



【 専 門 部 会 】

定例会議
委員：市内の指定相談支援事業所等 任期：規定なし
個別支援会議の報告等を受け、その内容及び関連する課題等について協議・検討

子ども部会	精神保健福祉部会	地域生活支援拠点部会	障害者差別解消支援協議会	医療的ケア児部会
委員：13人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし	委員：11人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし	委員：8人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし	委員：22人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし	委員：14人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし
障害児の支援に関する事 について協議・検討	精神障害者の支援に関する事 について協議・検討	地域生活支援に関する事 について協議・検討	障害を理由とする差別に関する事 について協議・検討	医療的ケア児の支援に関する事 について協議・検討



個別支援会議
相談内容に関係する相談支援事業所 福祉サービス事業所・行政機関など
寄せられた相談に対して随時開催
個別の相談内容を検討し、 関係するサービス提供機関と 調整等を行い、定例会議に報告

児童発達支援センター会議
